

【素案】

第 10 期

根室市介護保険事業計画

～基本的な考え方～

(令和9～11年度)

令和8年8月策定

健康福祉部介護福祉課

計画策定に係る考え方

1 基本的な考え方

- (1) 団塊の世代全員が75歳以上となった「2025年以降」の本格的な後期高齢社会への対応。
- (2) 高齢者人口がピークを迎え、現役世代の急減が加速する2040年（令和22年）を見据えた、持続可能な介護提供体制の構築を図ること。
- (3) 「地域共生社会」の実現に向け、高齢者のみならず、全ての住民が地域で共に支え合う包括的な支援体制の推進を目指すこと。

2 基本指針見直しのポイント

- (1) 介護サービス基盤の計画的な整備と質の向上
 - ① 地域の実情に応じた中長期的な需給推計に基づくサービス基盤の整備
 - ② 医療と介護の連携強化による、在宅限界を高めるためのサービスの充実
- (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み
 - ① 認知症基本法の施行を踏まえた、認知症の人との共生と予防の推進
 - ② 医療・介護情報の利活用を推進するための情報基盤の整備と連携強化
 - ③ 保険者によるデータ分析に基づいた機能強化
- (3) 介護現場の生産性向上と介護人材の確保
 - ① 多様な人材の確保・定着に向けた就労環境の整備と処遇改善の推進
 - ② テクノロジーの活用による業務効率化と現場負担の軽減

※ 1及び2は、第10期介護保険事業計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）より引用

3 計画策定にあたり検討すべき主な事項（案）

- (1) 多様な人材の確保・定着に向けた就労環境の整備と生産性向上の推進
- (2) 認知症基本法の施行を踏まえた、本人・家族の意思を尊重する共生社会の推進
- (3) 地域共生社会の推進に向けた、ひとり暮らし高齢者や身寄りがいない方への重層的なセーフティーネットの構築
- (4) 在宅医療・介護のさらなる連携強化
- (5) データ利活用による、根拠に基づいた自立支援・重症化予防の推進
- (6) 2040年を見据えた、中長期的な介護需要の変化に伴うサービス供給体制の持続可能性の検証と適正化

計画策定にあたって

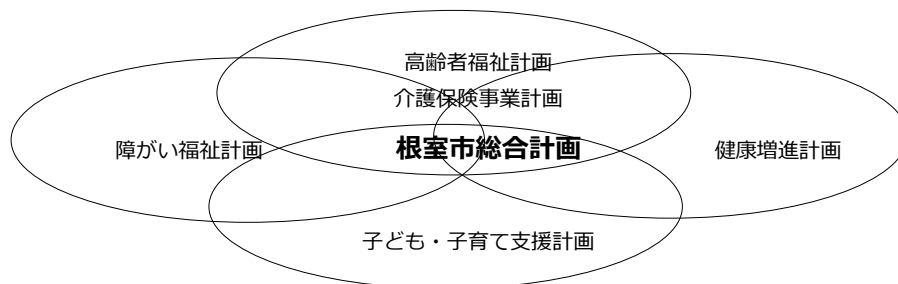
1 計画策定の背景

わが国は、団塊の世代がすべて75歳以上となった2025年（令和7年）を経て、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け、現役世代の急減という深刻な構造的課題に直面しています。

令和6年3月に策定した「第9期根室市介護保険事業計画」に代わり、介護人材不足の深刻化やひとり暮らし高齢者の増加といった地域課題、および最新の将来人口推計等を踏まえ、新たに「第10期根室市介護保険事業計画」を策定します。

本計画は、令和6年に全面施行された「認知症基本法」の理念に基づくとともに、中・重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう高齢者の尊厳を尊重し「互いに支えあい健やかに暮らせるまちづくり」を基本方針とし、地域包括ケアシステムの更なる推進と、地域共生社会の実現を目指すものとして、高齢者保健福祉計画及び市町村認知症施策推進計画と一体的に策定します。

2 本計画の位置付け



3 計画期間

計画期間は令和9年度から令和11年度までの3年間ですが、地域包括ケアシステム及び地域共生社会の推進のため、2040年までの中長期的な根室市の高齢者の生活をイメージして策定します。

中長期的に見据えた9つの視点

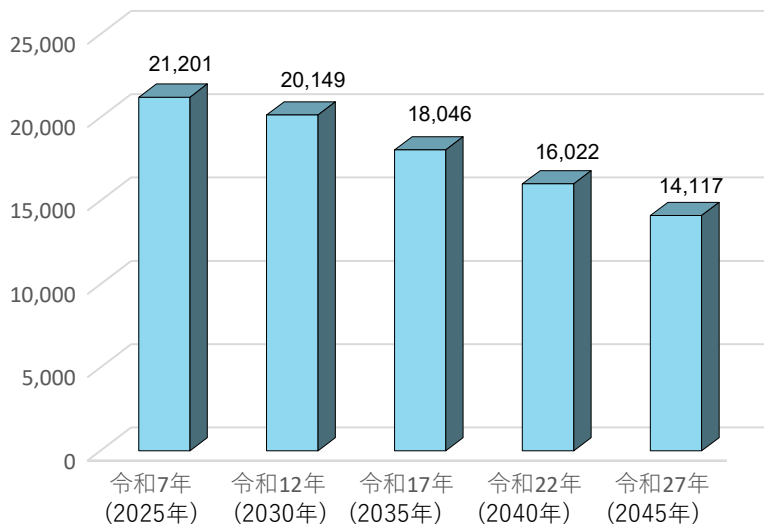
第10期計画期間（3年間）の取組を推進するにあたり、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える2040年を展望し、中長期的な視点から重要となる項目を以下の9つに整理しました。

9つの視点

介護現場の活力と持続可能なサービス基盤の確保	
	視点1：多様な人材の確保・定着に向けた就労環境の整備と処遇改善の推進
	視点2：テクノロジーの活用による生産性向上と現場負担の軽減
誰もが地域で共に支えあい、尊厳を持って暮らせる社会の構築	
	視点3：「市民力・地域力」を活かした互助の地域ネットワークの充実と、高齢者の生きがい就労等による社会参加の推進
	視点4：高齢者の権利を守るサポート体制の充実と、ひとり暮らし高齢者や身寄りがない方への重層的なセーフティネットの構築
	視点5：認知症基本法の施行を踏まえた、本人・家族の意思を尊重する共生社会の推進
質の高い在宅生活を支える医療・介護の連携と科学的ケア	
	視点6：在宅医療・介護のさらなる連携強化による在宅限界の向上
	視点7：データ利活用による、根拠に基づいた自立支援・重症化予防の推進
2040年を見据えた将来への備えと制度の持続可能性	
	視点8：中長期的な介護需要の変化に伴うサービス供給体制の持続可能性の検証と適正化
災害等の危機管理にかかる地域全体の支援体制づくり	
	視点9：災害等への備え

高齢者を取り巻く現状

1 総人口の将来見通し

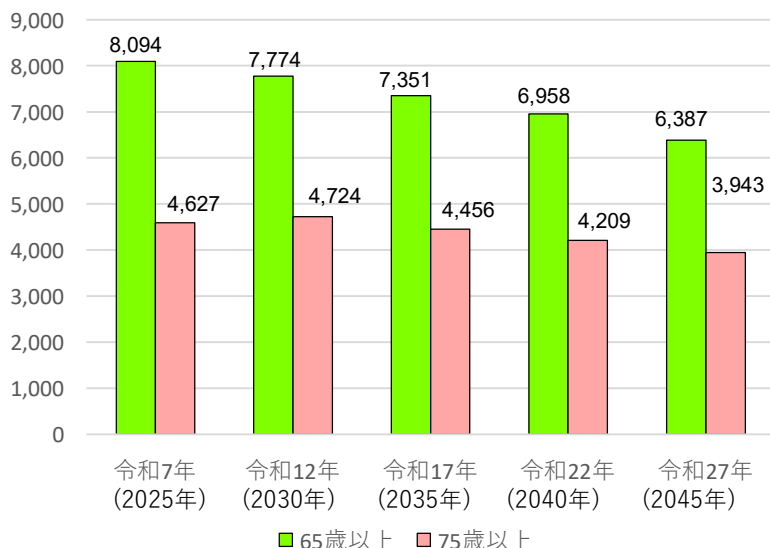


根室市の総人口は、昭和41年の49,896人をピークに減少傾向をたどり、令和7年には21,201人となり、ピーク時の半数以下となったところであります。

今後も減少は予測され、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には16,022人と推計されています。

※ 根室市人口ビジョン将来人口の推計と分析（令和8年1月改訂版）より ※外国人は除く

2 高齢者人口の将来見通し



根室市の65歳以上の高齢者は年々増加傾向にありましたが、令和元年度をピークにその後は緩やかに減少に転じております。

一方、75歳以上の高齢者は2030年（令和12年）まで増加が続くと推計されています。

65歳以上の高齢者は緩やかに減少する傾向ですが、分母となる総人口の減少が続くことから高齢化率は上昇傾向が続き、2025年（令和7年）では38.2%、2030年（令和12年）では38.6%、2045年（令和27年）には45.2%と推計されています。

※ 根室市人口ビジョン将来人口の推計と分析（令和8年1月改訂版）と、国が令和7年度における65歳以上の高齢者数の乖離を考慮した「日本の地域別将来推計人口」を補正したデータを使用

高齢者施策を決めるにあたってのポイント

高齢化率の増加（高齢者を支える者の減少）にどう対応するか

介護給付費の見込み

介護給付費は、認定者数とともに年々増加してきておりましたが、令和7年度は施設介護サービスが落ち込み、前年度と比較して21,066千円の減額となりましたが、第10期期間中（令和9年度～令和11年度）の給付費は緩やかに増加が見込まれます。

(単位：千円)

サービス区分			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護サービス等諸費	居宅介護サービス	訪問介護	171,624	173,224	175,291	
		訪問入浴介護	0	0	2,903	
		訪問看護	17,894	27,010	26,180	
		訪問リハビリ	19,661	17,348	18,043	
		居宅療養管理指導	4,633	5,481	5,373	
		通所介護	95,837	91,216	95,764	
		通所リハビリ	57,368	65,855	63,689	
		短期入所生活介護	10,026	8,523	9,722	
		短期入所療養介護	18,138	19,582	20,930	
		福祉用具貸与	60,480	60,241	60,066	
		特定施設入居者生活介護	175,813	176,553	180,162	
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	452	101	694	
		認知症対応型通所介護	46,901	49,578	51,622	
		小規模多機能型居宅介護	41,748	40,162	40,747	
認知症対応型共同生活介護		164,668	162,373	163,416		
看護小規模多機能型居宅介護		916	0	1,571		
施設介護サービス	地域密着型通所介護	54,321	58,339	57,770		
	介護老人福祉施設	325,092	322,618	327,224		
	介護老人保健施設	289,371	270,835	276,538		
	介護療養型医療施設	56	0	91		
福祉用具購入費			3,104	3,601	3,765	
住宅改修			8,621	8,661	9,782	
居宅介護支援（ケアプラン作成）			88,199	87,582	87,911	
計			1,654,923	1,648,883	1,679,254	
介護予防サービス等諸費	介護予防サービス	介護予防訪問看護	930	1,324	1,454	
		介護予防訪問リハビリ	3,945	3,996	4,066	
		介護予防居宅療養管理指導	259	353	149	
		介護予防通所リハビリ	11,637	14,259	14,075	
		介護予防短期入所生活介護	25	0	44	
		介護予防短期入所療養介護	844	534	469	
		介護予防福祉用具貸与	9,252	9,381	9,262	
		介護予防特定施設入居者生活介護	6,418	9,608	9,370	
	地域密着型サービス	介護予防認知症対応型生活介護	6,057	5,994	4,552	
		介護予防認知症対応型通所介護	12,532	11,565	12,024	
		介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	
	介護予防福祉用具購入費			1,365	1,412	1,210
	介護予防住宅改修			6,748	6,665	6,301
	介護予防支援（ケアプラン作成）			9,021	8,917	9,104
計			69,033	74,008	72,080	
高額介護サービス費			37,678	35,836	36,191	
高額医療合算介護サービス費			4,582	4,619	4,619	
特定入所者介護サービス費			85,989	60,689	61,046	
審査支払手数料			1,669	1,671	1,679	
合 計			1,853,874	1,825,706	1,854,869	

※ 令和8年度は、当初予算数値です。

第10期介護保険料の負担割合

保険給付を行うための財源は、下図のとおり公費（国・道・市）と被保険者の保険料で賄われています。

保険給付費は原則として2分の1を公費で、残る2分の1を第1号被保険者（65歳以上の方）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の方々から徴収する保険料で賄うこととなっています。

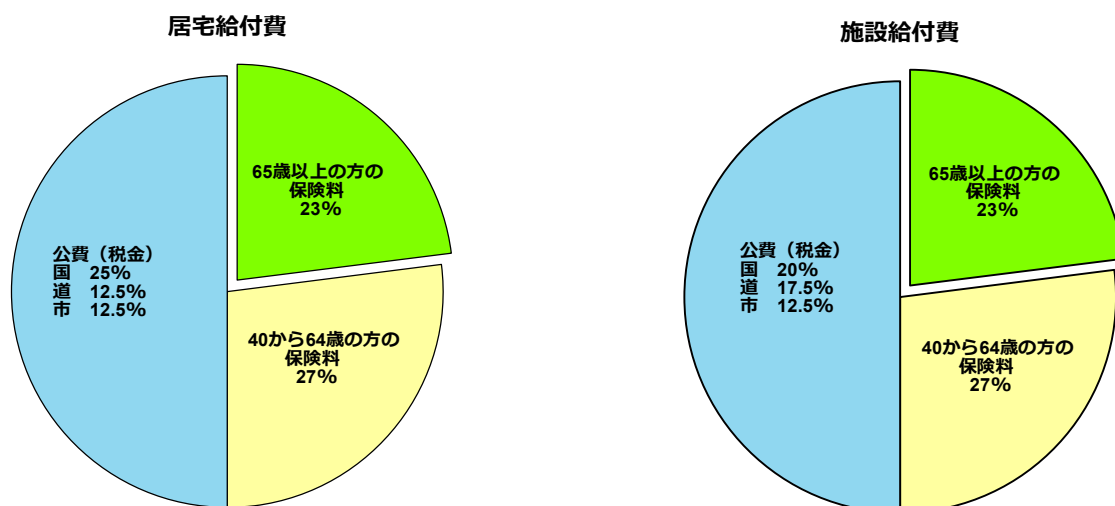
なお、「包括的支援・任意事業」については第2号被保険者の負担は無く、その分が公費で補填されます。

第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定します。

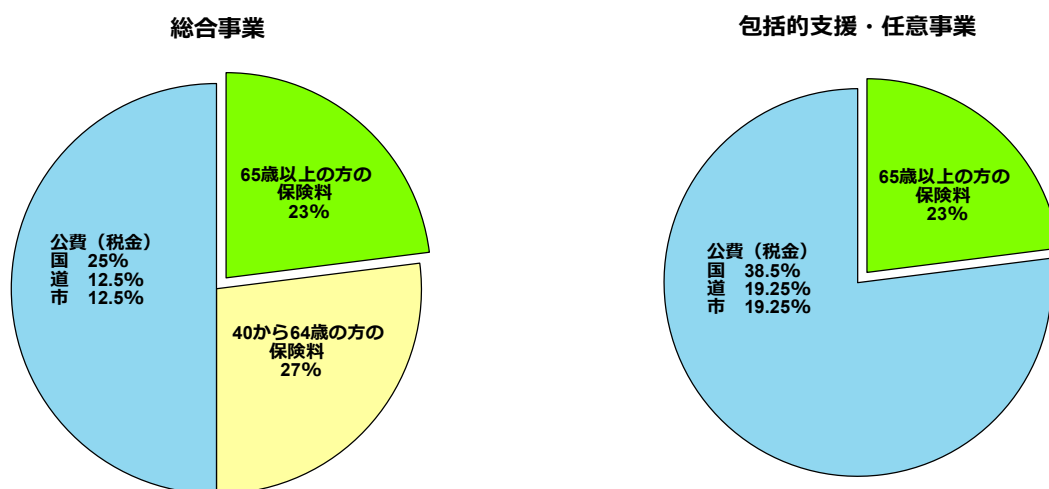
第10期の計画期間における負担割合は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっています。

したがって、第10期においては今後3年間の保険給付総額の23%を賄うよう、第1号被保険者の保険料水準を定めなければなりません。

— 介護給付費の負担区分 —



— 地域支援事業の負担区分 —



第10期介護保険料の基準額

はじめに、今後3年間の介護給付費、地域支援事業費見込額の合計に65歳以上の方の負担割合23%を乗じて、65歳以上の方の負担分相当額を求めます。

つぎに、本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差額を差し引いた額に、65歳以上の方が全額負担することとなっている市町村特別給付費等を加算します。

この保険料収納必要額を予定収納率と65歳以上の方の人数、月数で割ったものが基準額（月額）となります。

－ 基準額の算出方法 －

1	介護給付費＋地域支援事業費見込額（令和9～11年度） A
2	65歳以上の方の負担分相当額（令和9～11年度） $A \times 23\% = B$
3	調整交付金相当額* C
4	調整交付金見込額* D
5	保険料収納必要額を収納率で補正 $(B + C - D) \div \text{収納率} = E$
6	補正後の保険料必要額を65歳以上の方の人数で除する $E \div 65\text{歳以上の方の人数} = F$
7	第10期介護保険料基準額（月額）* $F \div 12\text{ヶ月}$

基準額を決めるにあたってのポイント

将来の介護給付費を見据えつつ、介護保険事業運営基金（令和8年度末見込残高179,492,991円）を取り崩し、保険料をどの程度抑制するか

－ 用語解説 －

・調整交付金相当額

介護給付費における国の負担割合のうち5%（全国平均）相当額をいいます。

・調整交付金見込額

全国の保険者の財政格差を調整する目的で設けられており、65歳以上の方における後期高齢者加入割合（75歳以上の方）や所得段階別人数割合によって増減調整される交付金見込額をいいます。

・保険料基準額

3年ごとに策定される介護保険事業計画において算出される65歳以上の方一人あたりの平均的な負担額のことをいいます。